

事業の流れ【助成金交付申請～手術～助成金交付】

 = 申請者が行う手続き

 = 市が行う事務

① 申請書の提出【第1次受付】

- * 7月1日(月)～7月12日(金)の第1次受付期間に、申請書【様式1号】を保健センターに提出してください(郵送も12日必着。申請書等様式は市ホームページからダウンロードまたは保健センター、市役所1階案内窓口ほかに設置)
- * 申請頭数の上限は、個人は5頭まで、自治会など団体は10頭までです。
- * 助成額の上限は1頭につき1万円(オス・メスとも)です。
- * 申請書裏面の誓約事項を承諾のうえ、申請を行ってください。
- * 申請者以外の方が手続きを行う場合は、委任状【様式2号】の提出が必要です。

② 交付の決定

- * 第1次受付期間に助成予算を超える申請があった場合は、事前審査と公開での抽選により交付を決定します。抽選は7月18日(木)午前10時より保健センターで実施します。
- * 抽選に漏れた申請者は、被交付決定取下げなどにより予算に余剰が生じた場合に連絡を差し上げる、取下げ等待機枠に登録をさせていただきます(希望者のみ)
- * 申請合計額が予算内だった場合は抽選を実施せず、申請書の審査のみで交付を決定します。

③ 被交付決定等の通知

- * 被交付決定者には、助成金交付決定通知書【様式3号】により通知します。
- * 申請書審査の結果、交付できない場合は助成金却下通知書【様式4号】により通知します。
- * 抽選に漏れた申請者には、前出の取下げ等待機枠への登録を通知します。

* 望まれない繁殖を防ぐため、小さな命が殺処分されることのないよう、本制度をご利用ください*

④ 申請書の提出【第2次受付】

- *第1次受付終了後、7月16日(火)から第2次受付を開始します(第1次に申請していない方を対象とします)
- *受付時点で助成予算のある場合は、**申請書【様式1号】**を提出いただき、審査により順次、交付の可否を決定します。
- *受付時点で助成予算のない場合は、取下げ等待機枠への登録となります。
- *第2次受付の申請受付期間は令和7年2月7日(金)までです。

⑤ 申請内容の変更など

- *交付が決定した後、**申請内容の変更または被交付を辞退**する場合は、**手術を実施する前に必ず、変更・廃止申請書【様式5号】**を提出してください(申請内容によっては承認されない場合があります)
- 〈ご注意〉猫が捕獲できず、手術する頭数が申請書の頭数よりも**減る場合は、⑦の実績報告書**による報告で可とします。

⑥ 手術の実施

- *助成金交付決定を受けた日の翌日から起算して**60日以内または令和7年2月28日(金)のいずれか早い日までに、動物病院で手術**を受けてください。
- *動物病院には事前に、地域猫の不妊去勢手術助成を申請しての手術依頼であること、及び手術後に実績報告書の必要箇所への記入をお願いする旨を伝えてください。
- *不妊または去勢手術とも、再手術防止措置として**片耳Vカット等の処置**を同時に受けさせてください。
- ***手術費用は、先ず病院で全額をお支払いいただきます。**

手術済み
耳Vカット



⑦ 実績報告書の提出

- *すべての猫の**手術が終了した日の翌日から起算して14日以内**に**実績報告書【様式7号】**を提出してください。
- *報告書には次のものを添付してください。
①**施術病院発行の領収書**。②**片耳Vカット等の処置前と処置後を確認できる猫の全身カラー写真**。

⑧ 助成金額の確定

- ***実績報告書の審査を経て、助成額を最終確定**し、**金額確定通知書【様式8号】**により通知します。

⑨ 請求書の提出

- ***通知を受けた助成確定金額を、交付請求書【様式9号】**により**請求**してください。

⑩ 助成金の支払い

- *助成金が申請者の指定金融機関口座に振り込まれます。

その他

- *猫を捕獲する際は怪我など無いよう安全に十分留意し、申請者の責任において慎重に行ってください。
- *誤って飼い猫を手術することがないように、対象となる猫が生息する地域の住民への聞き取りや、首輪・名札の有無の確認ほか、動物病院では猫にマイクロチップ(動物ID)が埋め込まれていないかを、必ず確認してください。

お問合せ：保健センター ☎ 22-1590